

マイナンバー申請時の「本人確認」及び「保険情報確認」に係る提出書類について

R6.12.2～

小児慢性特定疾病医療費給付に係る申請書にはマイナンバーを記載してもらうため、受付時に「本人確認」と「身元(実存)確認」を行う必要があります。

また、これまで紙の健康保険証の写しを提出してもらうことで受診者ご本人様の保険情報を確認しておりましたが、マイナ保険証への移行に伴い紙の健康保険証をお持ちでない方については、紙の健康保険証に代わり以下のもので「保険情報確認」をいたします。

さらに、申請者ご本人様ではなく代理で申請をされる場合、マイナンバーも代理人が申請することになるため、その申請において「代理権の確認」、「代理人の身元(実存)確認」、「本人の番号確認」をする必要がありますので併せてご確認と、資料のご持参についてお願いいたします。

マイナンバー申請にあたって持参するもの

●マイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちの方

✓ マイナンバーカード

マイナンバーカードの提示があれば、マイナンバー申請における「番号確認」及び「身元(実存)確認」、保険情報確認+自己負担上限額算出のため「保険情報確認」がすべて可能となります。「保険情報確認」はマイナンバーを用いた情報連携によりこちらで確認します。

●マイナンバーカード(マイナ保険証)をお持ちでない方(いずれか1セット)

✓ 通知カード(※1) + 運転免許証等(※3)

✓ マイナンバーの記載有の住民票(※2) + 運転免許証等(※3)

(※1) 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されるが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認書類として使用可能です。

(※2) 通常は住民票にマイナンバー記載を求めています。マイナンバーカードを持っておらず、住民票にて番号確認を行いたい方は、住民票受け取りの際にマイナンバーの記載有りのものを受け取ってください。

(※3) 運転免許証等とあるものは、以下のいずれかでも対応可能です。

(顔写真付きであれば1つ、顔写真がなければ2つを提出。)

- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書
- ・旅券
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・療育手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書

○マイナンバーを用いた情報連携での確認が困難な場合は、以下の書類の提出を求める場合があります。(いずれか1点の写しを紙媒体で提出)

- ✓ 資格情報のお知らせ：申請者等が加入する医療保険の保険者から交付されたもの
- ✓ 資格確認書：申請者等が加入する医療保険の保険者から交付されたもの
- ✓ 資格情報画面：マイナポータルからダウンロードしたもの

※お持ちの方は上記書類をご持参いただくと、事務処理期間を短縮できる場合があります。

●代理人の方

【代理権の確認書類】

- ✓ 法定代理人の場合：戸籍謄本など
- ✓ 委任代理人の場合：「委任状」を提出(委任状は別紙のとおりとする。)

【代理人の身元確認】(顔写真付きであれば1つ、顔写真がなければ2つを提出。)

・代理人のマイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 など

【申請者等の番号確認書類】(いずれか1つ)

- ・受診者、申請者(保護者)、支給認定基準世帯員のマイナンバーカード
- ・通知カード(※1)、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書 など

マイナンバー申請にあたって持参するもの

【保険情報等確認のための提出書類について】

保険情報の確認や自己負担上限額の算出のための確認について、これまで健康保険証をご提出していただくことで確認を取っておりました。しかし令和6年12月2日からのマイナ保険証の運用開始に伴い、従来の紙の健康保険証が廃止になることで別のものでの確認が必要となります。

したがって、「健康保険証」に変えて、令和6年12月2日以降の申請においてはマイナンバー及び資格確認書等の提出をお願いします。

なお、紙の健康保険証をお持ちの方は、有効期間までの間最大1年間はお使いいただけます。有効期間の間であれば、従来通り紙の健康保険証での申請を受け付けます。

	申請書にマイナンバーを記載してもらうため				保険照会 + 自己負担上限額算出のため	
パターン	番号確認	+	身元（実存）確認	+	保険情報確認	
1	マイナンバーカード	+	マイナンバーカード	+	a及びb~dのうちいずれか1つ (a) マイナンバー （マイナンバーカード提示を基本とする）※1 (b) 資格情報のお知らせ （申請者等が加入する医療保険の保険者から交付されたもの）※2 (c) 資格確認書 （申請者等が加入する医療保険の保険者から交付されたもの）※2 (d) 資格情報画面 （マイナポータルからダウンロードしたもの）※2	
2	通知カード	+	運転免許証等	+		
3	番号あり住民票	+	運転免許証等	+		

※1 申請時に、申請書記載のマイナンバー（申請者、受給者、世帯員分）を確認できる場合はその場で返却します。確認資料として提出をしてもらう場合や郵送で送られる場合は、マイナンバーの確認ができ次第、受付事務所にて破棄をいたします。（保管はしません）

※2 原本をコピーし、紙媒体での提出とします。マイナポータルの画面については、スクリーンショットをしたものやPDF出力したものを紙に印刷し、紙媒体で提出してください。

- マイナンバーカードをご持参いただきますと、すべての確認が一枚で可能となります。
- また (b) ~ (d) の書類をご提出いただけると、事務処理期間が短縮できる場合があります。
- なおマイナンバーを用いた情報連携で「保険情報確認」が行えない場合は、(b) ~ (d) の書類を必ず提出していただくこととなります。